

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、別表記載の「開示すべき部分」については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号。以下「条例」という。）条例第 5 条の規定に基づき、令和 6 年 12 月 17 日付けで、「鹿児島県警で〇年〇月〇日、〇〇が〇〇違反などで逮捕された事案について。本請求書提出日時までに県警職員が作成または取得した全ての本部長指揮事件指揮簿、署長指揮事件指揮簿。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和 7 年 2 月 17 日付け鹿生企第 41 号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 3 月 19 日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分によって不開示決定が通知された行政文書の開示を求める。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示された文書はいずれも「〇〇職員（当時）による〇〇事件」に関する事件指揮簿である。

被疑者は警察官である。

本件は、前幹部が「前本部長が隠蔽しようとした」と主張する事件である。

イ 実施機関は弁明書において、公文書開示の趣旨として「被疑者の属性によって開示の範囲が異なったり、特定の者からの発言を受けて開示の範囲が変わったりするものではない」と指摘している。この指摘は審査請求人も十分理解する。しかし、上記審査請求の理由アは主張理由の背景にある本件事情を改めて説明したに過ぎないものであり、ただちに「審査請求の理由アの前提に基づく主張で失当だ」とする不開示理由は妥当性を欠いている。

ウ 不開示部分の理由として、「犯罪を企図する者に有為な情報を与える」など「同種の事件の犯罪予防や鎮圧」を挙げているが、上記の考えを考慮すれば、今回の決定において県警側が個別具体の理由や予見される危険性を示すべきである。

エ 以下の不開示部分の決定取消を求める。

(㌖) 「事件名」欄の一部

終結事件であることを鑑みれば、捜査機関がどのような罪名で捜査したかという点で公判などに影響はなく、可能な限り開示されるべきである。

「同種の犯罪を企図する被疑者などが証拠隠滅を図る上で有利な情報になる」との指摘もあるが、本件固有の事件名が、ただちに別事件の証拠隠滅を助ける情報になるとは考えにくい。

仮にこの主張が採用された場合、犯罪捜査に関する情報は全て「明らかにすることができない」と分類することができ、そもそも実施機関の情報開示姿勢が適切かどうか判断できない事態に陥りかねない。

(㌗) 「発生認知年月日」欄

発生年月日は、事件発生の日時を指すため、県警の有形無形の影響力が及ばない情報だと言える。したがって、認知年月日以降は捜査態勢の樹立に影響があると考えられなくもないが、発生日時が公にされること自体が、ただちに捜査能力や捜査体制に何ら影響を与える可能性がないことは自明である。

今回開示された文書においては、発生認知年月日を不開示にした文書と開示した文書が混在している。どのような基準で開示の可否を判断したのか理由も示されていない。発生年月日に関する取り扱いに矛盾があるのは自明である。

(㌘) 「事件の概要」欄の一部

本件は終結事件であり、事件概要は公判で明らかにされている。関係者の個人情報に触れる部分には配慮する必要がある一方、公共の安全に支障があるとして不開示決定がなされた部分については理由がないと考える。終結事件の内容を明らかにすることで生じる捜査への影響は考えにくく、捜査機関の消極的な情報開示によって知る権利や検証機会を失う社会的利益の損失が大きい。

(㌙) 「伺い事項」欄の一部

関係者の個人情報に触れる部分には配慮する必要がある一方、公共の安全に支障があるとして不開示決定がなされた部分については理由がないと考える。捜査方針や捜査状況は終結した本件で考慮する必要はなく、開示による具体的な危険性が存在するとすれば、その立証責任は県警側が負うべきだと考えるが、示されていない。

(㌚) 「指揮事項」欄、「伺い年月日」欄、「指揮年月日」欄及び決裁欄の一部

伺い事項について、関係者の個人情報に触れる部分には配慮する必要がある一方、公共の安全に支障があるとして不開示決定がなされた部分については理由がないと考える。捜査方針や捜査状況は終結した本件で考慮する必要はなく、開示による具体的な危険性が存在するとすれば、その説明を県警側が誠実に行うべきであり、不開示決定に正当な理由が見いだせない。

オ 実施機関は弁明書の中で、「犯罪の捜査等に関する情報については、他の都道府県警と共有するものが多く、その取り扱いには全国的な斉一性が求められる」とも述べている。全国的な斉一性とはどのような定めに基づいたもので、かつ求めている主体は誰か、という根拠が弁明書からは読み取れず、仮に一般論が書かれているとするならば恣意的な判断と解されても仕方がない。

カ 弁明書はそのほとんどが原処分を繰り返して説明しており、原処分を適法、妥当とする説得力に欠ける。

少なくとも「認知年月日」は捜査への影響力がないと言えるため、不開示が特に不適切である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

- (1) いずれの審査請求人の主張は失当であり、令和6年12月17日付けで審査請求人が処分庁に行った公文書開示請求（以下「原申請」という。）に対し、処分庁が行った原処分は適法、妥当である。
- (2) 本件は、警察官が被疑者となった事件であり、県警察の元幹部が「前本部長が隠蔽しようとした」と主張したことは認めるが、公文書を開示しようとするに当たり、被疑者の属性によって開示の範囲が異なったり、特定の者からの発言を受けて開示の範囲が変わったりするものではないところ、審査請求人の各主張は上記2(3)アに基づいており、失当である。
- (3) 犯罪の捜査等に関する情報については、他の都道府県警察と共有するものが多く、その取り扱いには全国的な斉一性が求められる。
- (4) 県警察は、「鹿児島県警察において発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策について」（令和6年8月2日付け：鹿児島県警察ホームページに掲載中）や、県議会答弁、記者会見等で本件事案の経緯を公表している。本件について、県警察として説明責任を果たす観点から既に公表している事項については開示している。
- (5) 係争部分に係る不開示情報の該当性については、以下で述べる。

ア 「事件名」欄の一部

県警察として公表していない事件の発生場所に関する記載が含まれている。当該情報を明らかにすれば、被害者の特定につながるおそれがあるほか、本件の捜査が具体的にどこ

で行われたのか捜査に関する情報を与えることになる。

事件名を公開すれば、捜査機関がどのような罪名で捜査しているかが明らかとなり、当該情報は同種の犯罪を企図する被疑者等が証拠隠滅を図る上で有利な情報となり得る。

事件名自体に犯行場所に関する具体的な情報などが含まれており、これが公にされると、同種の犯行行為を企図する者により、対抗措置を講じられ、犯罪行為の敢行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがある。

イ 「発生認知年月日」 欄

捜査の流れに関する情報の一部であり、その時間的経過を読み解くことにより、捜査機関の体制、機動力等の捜査能力に関する有益な情報となる。

このような捜査の流れに関する情報が公にされれば、犯罪を企図する者等は、様々な事件に関する開示請求を繰り返すことにより、捜査の流れから警察の行動パターンや捜査の空白を調べるなど、捜査の手の内を事前に知った上で罪を犯すことが可能となる。

仮に、犯罪を企図する者等が本件公文書に記載されている未公表の情報と公となっている情報を組み合わせることにより捜査の流れを明らかにし、捜査情報を入手すれば、将来における犯罪の助長、誘発という危険が生じることは明らかである。

また、認知年月日が議会答弁等で公開されているものについては開示している。マスキングしているものについては、公表事案とは別の被害者にかかる余罪であることや、公表事案と同一被害者にかかる事案であっても、余罪であり公表されていない部分であることから、不開示とした。

ウ 「事件の概要」 欄の一部

特定の事件について、事件関係者の供述、捜査によって判明した事実等を要約して記載されているものであり、公にすることにより事件関係者が自らの供述が将来公になるものと推測して供述を拒み、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがあるほか、事件の概要に応じた具体的な捜査手法が明らかとなり、同種の犯罪行為を企図する者により、対抗措置を講じられ、犯罪行為の敢行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

エ 「伺い事項」 欄の一部

被疑者及び証拠を発見収集することを目的として事件の背景や動機、犯行の手段、方法を明らかにするための捜査の着眼、手法について具体的な方向性を示す捜査方針が記載されるものであり、事件捜査の根幹をなすものと言える。

これがみだりに公にされることとなれば、将来犯罪を企てる者が、有益な情報としてこれ入手し、検挙に至らない程度と同種事案を敢行したり、あるいは逃走又は証拠隠滅を図るなどの対抗措置を講ずる相当な蓋然性が認められ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

オ 「指揮事項」欄、「伺い年月日」欄、「指揮年月日」欄及び決裁欄の一部

捜査機関が保有する捜査の流れに関する情報が公にされることにより、捜査の流れから警察の行動パターンや捜査の空白が導き出されることとなる。

これにより、同種の犯行を企図する者の犯行手口が巧妙化し、偽装工作、証拠隠滅等が可能となるなど捜査活動に支障が生じるおそれがある。

(6) 捜査に関する情報は、犯罪捜査規範第9条に基づき不開示とすべきところ、今回、議会答弁等で既に公表されている部分のみ開示している。

「伺い事項」欄及び「指揮事項」欄については、記載の有無に関わらず、開示されている複数の指揮の間に別の指揮がなされていたか、あるいは指揮がなされていなかったかといった捜査状況が分かる情報であるため、犯罪企図者等に警察が捜査に要した日数、人数、体制、警戒の空白等を分析され、捜査の流れを読まれて、犯罪の誘発・助長につながるおそれがあることから、空欄を含めてマスキングしている。

また、「伺い事項」と「指揮事項」は一対であり、どちらかのみを開示した場合でも、公表情報と非公表情報を組み合わせることで捜査の流れや捜査内容が明らかとなり、将来における犯罪の助長・誘発という危険が生じるため、当該部分を個別に判断するのではなく、事案によって具体的な指揮事項が記載される欄として、空白の場合も含め齊一的に不開示としている。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年3月27日	諮問を受けた。
5月13日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
6月11日	諮問実施機関から反論書の写しを受理した。
令和8年2月25日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
3月25日	諮問の審議を行った。
4月23日	諮問の審議を行った。
5月27日	諮問の審議を行った。
6月24日	諮問の審議を行った。
7月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、実施機関の保有する公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、県民参加による公正で開かれた県政の推

進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示との考え方に立っている。
当審査会は、原則開示の理念に立って、以下判断するものである。

イ 本件対象公文書について

本件対象公文書は、鹿児島県警で令和〇年〇月〇日、〇〇が〇〇違反などで逮捕された事案に係る全ての本部長指揮事件指揮簿及び署長指揮事件指揮簿である。

実施機関は、このうち公文書の一部（別表に掲げる不開示部分）を条例第7条第1号及び第4号の不開示情報に該当することを理由に一部開示決定を行っている。

審査請求人は、実施機関が不開示とした部分のうち、別表の太字部分の開示を求めていることから、それぞれの不開示理由の妥当性について検討する。

なお、審査請求人が開示を求めているその他の不開示部分の不開示情報該当性については判断しない。

ウ 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

エ 条例第7条第4号について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このような規定となっているものである。

オ 不開示情報該当性について

(ケ) 「事件名」欄の一部

a 事件の発生場所（具体的な施設名等）

実施機関は、当該情報を公にすることにより、同種の犯行行為を企図する者により、対抗措置を講じられ、犯罪行為の敢行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第4号に該当すると主張している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、具体的な犯行現場を特定する情報と認められる。

また、〇〇事件が発生した場所の情報は、同種の犯罪行為を企図する者にとって、有利な情報となる可能性は否定できない。

したがって、当該情報を条例第7条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

b 「住所（町名）」の一部

実施機関は、当該情報を公にすることにより、同種の犯行行為を企図する者により、対抗措置を講じられ、犯罪行為の敢行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第4号に該当すると主張している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、今回の開示請求では、町名は、具体的な犯行現場を特定する情報とは認められない。また、同種の犯罪行為を企図する者にとって、有利な情報となるとは考え難い。

したがって、当該情報は条例第7条第4号には該当しないため、開示すべきである。

(イ) 余罪に係る発生年月日及び認知年月日

実施機関は、当該情報を公にすることにより、犯罪を企図する者等が本件公文書に記載されている未公表の情報と公となっている情報を組み合わせることにより捜査の流れを明らかにし、捜査情報を入手すれば、将来における犯罪の助長、誘発という危険が生じるおそれがあるとして、条例第7条第4号に該当すると主張している。

発生年月日とは、事件が発生した時期を示す情報であり、また、認知年月日とは、警察が事件を把握した時期を示す情報である。それらの情報単体では、捜査機関の体制、機動力等の捜査能力に関する有益な情報とはいえず、事件が発生又は警察が事件を把握したタイミングが分かる情報にすぎない。

また、当該事件の発生年月日（令和〇年〇月〇日）及び認知年月日（令和〇年〇月〇日）は本件処分で既に開示されており、実施機関から提供された資料（県警ホームページで公表しているもの）において、

令和〇年〇月〇日 〇〇警察署長から本部へ本事案を報告

令和〇年〇月〇日 〇〇警察署で被害届受理

令和〇年〇月〇日 被疑者を逮捕

令和〇年〇月〇日 起訴

などの情報が公表されていることから、捜査の大まかな流れは既に公表されていると認められる。

今回の開示請求では、付随する余罪に係る発生日及び認知年月日を追加で開示したとしても、警察の行動パターンや捜査の空白を調べ、捜査の手の内を事前に知った上で罪を犯すことが可能となるとは認め難い。

さらに、実施機関の説明によると、余罪の発生日については、公判廷で公判事実として明らかになっているとのことであった。

以上のことから、不開示とした実施機関の判断には相当の理由が認められないことから、開示すべきである。

(ウ) 事件の概要欄の一部

実施機関は、当該情報を条例第7条第1号及び条例第7条第4号に該当するとして不開示としている。

また、実施機関説明及び弁明書において、当該情報は、特定の事件について、事件関係者の供述、捜査によって判明した事実等を要約して記載されているものであり、公にすることにより、事件関係者が自らの供述が将来公になるものと推測して供述を拒み、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがあるほか、事件の概要に応じた具体的な捜査手法が明らかとなり、同種の犯罪行為を企図する者により、対抗措置を講じられ、犯罪行為の敢行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、事件関係者の供述及び捜査によって判明した事実等を要約した情報が記載されていることが確認できた。

事件関係者の供述の内容は、〇〇事件の概要であり、通常、他人に知られたくない内容であると考えられることから、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、捜査によって判明した事実を開示することにより、捜査の詳細が明らかとなり、同様の犯罪を企図する者に対し、対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、相当の理由があると認められる。

一方で、実施機関説明及び弁明書において述べる「公にすることにより、事件関係者が自己の供述内容が将来公になるものと懸念して供述を拒み、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがある」との主張については、条例第7条第6号に該当するものと認められることから、同号についても不開示事由とするのが相当である。

実施機関は、本件処分時においては条例第7条第1号及び第4号を不開示理由としていたが、実施機関説明及び弁明書において、条例第7条第6号に関する主張を補充している。当該情報については、条例第7条第1号、第4号及び第6号に該当するものと認められることから、実施機関が当該情報を不開示とした判断は、結論として妥当であると認められる。

(エ) 「伺い事項」欄の一部

実施機関は、当該情報は、被疑者及び証拠を発見収集することを目的として事件の背景や動機、犯行の手段、方法を明らかにするための捜査の着眼、手法について具体的な方向性を示す捜査方針が記載されるものであり、事件捜査の根幹をなすものであり、これを開示することにより、将来犯罪を企てる者が、有益な情報としてこれを入手し、検挙に至らない程度の同種事案を敢行したり、あるいは逃走又は証拠隠滅を図るなどの対抗措置を講ずる相当な蓋然性が認められ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第4号に該当すると主張している。

当該部分は、具体的な捜査の着眼、手法等が記載されており、公にすることにより、犯罪企図者に有意義な情報を与え、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方で、無記載の部分についても、同様の理由により不開示としているが、記載の有無が、犯罪企図者にとって有意な情報となるとは認められない。

したがって、当該情報を条例第7条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当であったが、無記載の部分については、条例第7条第4号に該当しないため、開示すべきである。

(オ) 「指揮事項」欄の一部

実施機関は、当該情報を開示することにより、警察の行動パターンや捜査の空白が導き出され、同種の犯行を企図する者の犯行手口が巧妙化し、偽装工作、証拠隠滅等が可能となるなど捜査活動に支障が生じるおそれがあることから、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第4号に該当すると主張している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、指揮事項欄には、伺いが決裁されたことを示す定型的な記載がされているに過ぎず、内容の具体性は低いことから、今回の開示請求では、公にしても、具体的な指揮事項の内容が明らかになるとは認められず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、無記載の部分についても、同様の理由により不開示としているが、記載の有無が、犯罪企図者にとって有意な情報となるとは認められない。

したがって、当該情報は条例第7条第4号には該当しないため、開示すべきである。

(カ) 本部長指揮事件指揮簿中の「伺い年月日」欄及び署長指揮事件指揮簿中の「伺い月日」欄の一部、本部長指揮事件指揮簿中の「指揮年月日」欄及び署長指揮事件指揮簿中の「指揮月日」欄の一部並びに本部長指揮事件指揮簿中の決裁欄の一部

実施機関は、当該情報を開示することにより、捜査機関が保有する捜査の流れに関する情報が公にされることにより、捜査の流れから警察の行動パターンや捜査の空白が導き出され、同種の犯行を企図する者の犯行手口が巧妙化し、偽装工作、証拠隠滅等が可

能となるなど捜査活動に支障が生じるおそれがあることから、条例第7条第4号に該当すると主張している。

当該年月日が開示されただけでは、議会答弁等で既に公表されている部分と照合したとしても、個別の事案における伺い及び指揮のタイミングが分かるに過ぎず、警察による捜査の内容、流れ及び体制等の捜査の全体像を知ることはできない。

開示することにより上記のおそれがあるとする実施機関の説明は、具体性に乏しく、合理性を持つものとして許容される限度内のものとは認められない。

したがって、当該情報は条例第7条第4号には該当しないため、開示すべきである。

カ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由	開示すべき部分
本部長指揮事件指揮簿	「事件名」欄の一部	第4号該当	住所（町名）
	「捜査主任官」欄の一部	第4号該当	
	「発生認知年月日」欄	第4号該当	全て
	「被疑者」欄の一部	第1号該当	
	「被害者」欄（全部が不開示となっているもの）	第1号該当	
	「被害者」欄の一部（不詳と記載があるもの）	第4号該当	
	「事件の概要」欄の一部	第1号及び第4号該当	なし
	「伺い事項」欄の一部	第1号及び第4号該当	無記載の部分
	「指揮事項」欄の一部	第4号該当	全て
	「伺い年月日」欄の一部	第4号該当	全て
	「指揮年月日」欄の一部	第4号該当	全て
	決裁欄の一部	第4号該当	全て
署長指揮事件指揮簿	「事件名」欄の一部	第4号該当	住所（町名）
	「捜査主任官」欄の一部	第1号及び第4号該当	
	「発生認知年月日」欄	第4号該当	全て
	「被害者」欄	第1号該当	
	「事件の概要」欄の一部	第1号及び第4号該当	なし
	「伺い月日」欄の一部	第4号該当	全て
	「伺い事項」欄の一部	第4号該当	無記載の部分
	「指揮月日」欄の一部	第4号該当	全て
	「指揮事項」欄の一部	第4号該当	全て

※ **太字部分**は、審査請求人が開示を求める部分。